

○国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則

〔平成17年3月24日〕
法人規則第17号

改正 平成18年法人規則第17号
平成19年法人規則第2号
平成19年法人規則第20号
平成20年法人規則第12号
平成21年法人規則第12号
平成22年法人規則第15号
平成23年法人規則第22号
平成24年法人規則第15号
平成25年法人規則第13号
平成25年法人規則第47号
平成26年法人規則第7号
平成27年法人規則第6号
平成28年法人規則第17号
平成30年法人規則第13号
平成30年法人規則第46号
令和元年法人規則第5号
令和2年法人規則第27号
令和4年法人規則第31号
令和4年法人規則第54号
令和5年法人規則第22号
令和5年法人規則第44号
令和6年法人規則第12号

国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 採用、昇任等
 - 第1節 採用（第4条－第8条）
 - 第2節 昇任、派遣等（第9条－第13条）
 - 第3節 降任（第14条－第16条）
 - 第4節 休職（第17条－第20条）
 - 第5節 その他（第20条の2・第21条）
- 第3章 休業等（第22条－第32条）
- 第4章 服務（第33条－第40条の2）
- 第5章 兼業（第41条－第43条）
- 第6章 勤務時間、休日及び休暇（第44条－第56条）
- 第7章 出張（第57条）
- 第8章 妊産婦である職員に対する特例（第58条－第60条）

第9章	給与（第61条―第64条）
第10章	定年、退職及び解雇
第1節	定年（第65条―第67条）
第2節	退職（第68条・第69条）
第3節	解雇（第70条―第73条）
第4節	その他（第74条・75条）
第11章	退職金（第76条・第77条）
第12章	安全及び衛生（第78条―第85条）
第13章	災害補償（第86条・第87条）
第14章	研修（第88条・第89条）
第15章	表彰（第90条）
第16章	懲戒等（第91条―第94条）
第17章	福利・厚生等（第95条・第96条）
第18章	雑則（第97条―第100条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この就業規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の次の各号に規定する附属学校に勤務する職員（国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号）の適用を受ける者及び法人が特に定めた労働条件により雇用する者を除く。以下「職員」という。）の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 附属小学校
- (2) 附属中学校
- (3) 附属高等学校
- (4) 附属駒場中学校及び附属駒場高等学校
- (5) 附属坂戸高等学校
- (6) 附属視覚特別支援学校
- (7) 附属聴覚特別支援学校
- (8) 附属大塚特別支援学校
- (9) 附属桐が丘特別支援学校
- (10) 附属久里浜特別支援学校

（法令との関係）

第2条 この就業規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他の法令の定めるところによる。

（就業規則の遵守）

第3条 法人及び職員は、この就業規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、昇任等

第1節 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

(任期付採用)

第5条 法人は、職員を期間を定めて採用することがある。

- 2 前項の期間は、別に定めがある場合を除き、3年（労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）の定めるところにより、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者その他の高度の専門的知識等を有する者を採用する場合にあっては5年）の範囲内とする。
- 3 法人が職員と期間を定めた労働契約（以下において「有期労働契約」という。）を2回以上連続（一の有期労働契約とその次の有期労働契約の期間が、労働契約法第18条の規定による通算契約期間となる場合を含む。）して締結する場合は、雇用形態にかかわらず、有期労働契約の期間が当初の採用日から通算し5年を超えない範囲とする。ただし、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第2項に定める期間は、当該5年に含まないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教授、准教授、講師、助教及び特別招聘教授又は主幹研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合で学長が認める特定のプロジェクト及びプログラム等による場合は、有期労働契約の期間が当初の採用日から通算し10年を超えない範囲とする。ただし、同法第15条の2第2項に定める期間は、当該10年に含まないものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、法人が特に必要と認める場合は、同項に定める期間を超えて労働契約を締結することができる。
- 6 法人は、法人が特に必要と認める場合を除き、当該年度の末日における年齢が第65条第2項に規定する年齢を超える者と新たに有期労働契約を締結しない。

(無期労働契約)

第5条の2 前条の規定により採用された職員の有期労働契約の期間が通算5年（前条第4項に該当する者は10年）を超える場合には、期間の定めのない労働契約（以下この条において「無期労働契約」という。）の締結の申込みをすることにより、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

- 2 職員が前項の無期労働契約の締結の申込みを行う場合には、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の30日前までに、書面で申し込まなければならない。
- 3 無期労働契約に転換後の職員の労働条件については、前条の規定を除き、この就業規則に定めるところによる。

(提出書類)

第6条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、法人以外の国立大学法人の職員、国家公務員、地方公務員その他法人が認める職にあるものが、引き続き法人の職員となる場合には、提出を免除することがある。

- (1) 履歴書

(2) 住民票記載事項証明書又はこれに代わるもの

(3) その他法人が必要と認める書類

2 職員は、前項の提出書類の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(試用期間)

第7条 職員として採用された者については、採用の日から6月間の試用期間を設ける。ただし、法人以外の国立大学法人の職員、国家公務員、地方公務員その他法人が認める職にあるものが、引き続き法人の職員となる場合には、当該期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、附属学校の教諭の試用期間は、採用の日から1年間とする。

3 試用期間中の職員については、勤務実績が不良なこと、心身に故障があること、その他の事由により法人に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することがある。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

第8条 法人は、職員の採用に際して、次の事項を記載した文書を交付しなければならない。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

(4) 給与（退職金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

第2節 昇任、派遣等

(昇任)

第9条 職員の昇任は、当該職員の勤務実績及び能力の評定に基づく選考により行う。

2 前項の職員の昇任は、60歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(異動)

第10条 法人は、業務運営上必要がある場合には、職員を他の職に異動させることができる。

(兼務)

第11条 法人は、業務運営上必要がある場合には、職員にその職を有したまま、他の職を兼務させることがある。

(派遣)

第12条 法人は、業務運営上必要がある場合には、職員を国、地方公共団体、法人以外の国立大学法人その他の機関等に派遣することがある。

2 前項の規定により派遣する職員の取扱い等については、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）の定めるところによる。

(赴任)

第13条 職員は、採用され、又は異動を命じられた場合には、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

第3節 降任

(降任)

第14条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、当該職員を降任させることができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(管理監督職勤務上限年齢制)

第14条の2 前条に定めるもののほか、管理監督職（国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号）第24条第1項に規定する職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある職をいう。次条において同じ。）にある職員のうち、60歳に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の4月1日（次条において「降任日」という。）に、非管理監督職へ降任させるものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢制に関して必要な事項は、別に定める。

(管理監督職勤務上限年齢制の特例)

第14条の3 前条の規定により非管理監督職となる職員について、当該職員の職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情からみて当該降任により業務の運営に著しい支障が生ずると認めると十分な理由があるときは、前条の規定にかかわらず、降任日から起算して1年を超えない期間内で降任させる日を定め、引き続き管理監督職としてその勤務を延長することができる。

2 前項の規定による勤務の延長は、当該職員が定年に達した日以後における最初の3月31日までを限度として更新することができる。

3 前2項の管理監督職勤務上限年齢制の特例に関して必要な事項は、別に定める。

第15条 職員は、この就業規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任されることはない。

第16条 法人は、職員が自ら降任を願い出た場合にはこれを承認し、降任させることがある。

2 職員は、前項の降任を願い出る場合には、降任理由及び降任予定日を明確にした書面を提出しなければならない。

第4節 休職

(休職)

第17条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、休職させることがある。

- (1) 国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第19号。第56条において「附属学校職員勤務時間規則」という。)第15条第1項に規定する病気休暇の上限期間を超えて休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたすおそれのある場合
 - (3) 事故又は災害により、生死不明又は所在不明が3月を超えた場合
 - (4) その他特別の事由により休職とすることが適当であると法人が認めた場合
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、病気休暇の上限期間内であっても長期の療養が必要と認められる場合には、病気休暇の上限期間満了日前に休職させることがある。
 - 3 休職者は、法人の職員としての身分を有するが、職務に従事しない。

(休職の期間)

- 第18条 前条第1項第1号又は第3号に規定する事由による休職の期間は、休養を要する程度又は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、法人が定める。この場合において、当該休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 2 前条第1項第2号に規定する事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
 - 3 前条第1項第4号に規定する事由による休職の期間は、必要に応じ、それぞれ個々の場合について、法人が定める。

(復職)

- 第19条 法人は、休職の期間中にその事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。

(休職者の給与)

- 第20条 休職者の給与は、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員給与規則」という。)の定めるところによる。

第5節 その他

(障害を有する職員に対する措置等)

- 第20条の2 法人は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、職員が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的扱いをしない。
- 2 法人は、障害を有しない職員との均等な待遇の確保又は障害を有する職員の有する能力の有効な発揮の支障となる事情を改善するため、過重な負担を及ぼさない範囲において、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 法人は、障害を有する職員からの前項の措置の要求を受けるため、相談窓口を設けるものとする。
 - 4 法人は、第1項及び第2項に定める事項に関し、障害を有する職員からの苦情の申出に対応するため、苦情相談窓口を設けるものとする。
 - 5 法人は、障害を有する職員の第3項の要求及び前項の申出並びに障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。次項において「障害者雇用促進法」という。)第74条の6に規定する紛争の解決につき援助を求めたことを理由として、当該職員に対して不利益な取り扱いをしない。

6 前5項に定めるもののほか、障害を有する職員に対する差別の解消の措置等については、障害者雇用促進法の定めるところによるほか、別に定める。

第21条 この章に定めるもののほか、職員の採用、昇任等に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学附属学校職員の採用、昇任、退職等に関する規程（平成17年法人規程第17号。以下「附属学校職員採用等規程」という。）で定める。

第3章 休業等

（産前産後休業）

第22条 法人は、8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の女性職員から請求のあったときは、休業させる。

2 法人は、産後8週間を経過しない女性職員については、休業させる。ただし、産後6週間を経過した女性職員が請求した場合には、医師が支障がないと認めた業務に従事させることができる。

3 前2項の期間は、給与の全額が支給される。

（育児休業）

第23条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、法人に申し出ることにより育児休業をすることができる。

2 育児休業の期間は、給与が支給されない。

（育児短時間勤務）

第23条の2 職員は、法人に申し出ることにより、当該職員の小学校の3年課程までに就学する子を養育するため、当該子がその課程を修了するまで、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（第27条において「育児短時間勤務」という。）ができる。

(1) 月曜日から金曜日までの5日間において1日につき4時間勤務すること。

(2) 月曜日から金曜日までの5日間において1日につき5時間勤務すること。

(3) 月曜日から金曜日までの5日間において1日につき6時間勤務すること。

(4) 月曜日から金曜日までの5日間のうちの3日について1日につき7時間45分勤務すること。

(5) 月曜日から金曜日までの5日間のうち2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間勤務すること。

（育児部分休業）

第24条 職員は、法人の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間についてその一部を勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。

2 育児部分休業をしている職員は、その勤務しない時間において、1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額される。

（介護休業）

第25条 職員は、当該職員の家族に負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、常時介護を要する者がいる場合は、法人に申し出ることにより介護休業をすることができる。

2 介護休業の期間は、給与が支給されない。

(介護部分休業)

第26条 職員は、法人の承認を受けて、当該職員の家族で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他特別の事情により介護を要する者を介護するため、1日の勤務時間についてその一部又は全部を勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業をしている職員は、その勤務しない時間又は日において、1時間につき勤務1時間当たりの給与額又は1日につき勤務1日当たりの給与額を減額される。

第27条 第22条から前条までに定めるもののほか、産前産後休業、育児休業及び育児部分休業、介護休業及び介護部分休業並びに育児短時間勤務に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成17年法人規程第20号）で定める。

(研修休業)

第28条 職員は、法人の承認を受けて、職務遂行上の資質能力を向上させるため、国内外の他の学校、試験研究機関、病院その他公共的施設において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する目的で、2年を超えない期間を定めて研修休業をすることができる。

2 前項の休業の期間は、1回に限り更新することができる。

3 前2項の休業の期間は、給与が支給されない。ただし、附属学校職員給与規則に特別な定めがある場合は、この限りでない。

(自己啓発等休業)

第28条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員は、法人の承認を受けて、大学等における修学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。以下この条において同じ。）又は国際貢献活動（独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。以下この条において同じ。）のため、大学等における修学のための休業にあっては2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合としてその修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合にあっては、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、1回に限りこれを更新することができる。

3 前2項の休業の期間は、給与が支給されない。

(配偶者同行休業)

第28条の3 職員は、法人の承認を受けて、次の各号に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするため、3年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることができる。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として法人が定めるもの

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、1回に限りこれを更新することができる。

3 前2項の休業の期間は、給与が支給されない。

(海外教育研究活動休業)

第29条 職員は、法人の承認を受けて、国際協力等の目的で我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、国外において、当該職員の職務に関連した教育研究活動を行うため、2年を超えない期間を定めて海外教育研究活動休業をすることができる。

2 前項の休業の期間は、1回に限り更新することができる。

3 前2項の休業の期間は、給与が支給されない。ただし、附属学校職員給与規則に特別な定めがある場合は、この限りでない。

(ボランティア休業)

第30条 職員は、法人の承認を受けて、ボランティア活動に従事するため、2年を超えない期間を定めてボランティア休業をすることができる。

2 前項の休業の期間は、1回に限り更新することができる。

3 前2項の休業の期間は、給与が支給されない。

(休業中の身分)

第31条 この章に規定する休業をしている職員は、職員としての身分を有するが、職務に従事しない。

(その他)

第32条 第28条から第30条までに定めるもののほか、職員の休業に関し必要な事項は、附属学校職員採用等規程で定める。

第4章 服務

(サービスの根本基準)

第33条 職員は、法人の業務の公共性を自覚し、法令等を遵守するとともに、職場の秩序を保持し、上司の命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務)

第34条 職員は、この就業規則に定めのある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務及び責任を遂行するために用い、法人の業務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務の免除)

第35条 前条の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- (1) 第55条第1項に規定する休暇
- (2) 労働組合又は職員の代表者が、正当な交渉を行う時間
- (3) 法人が実施する健康診断の受診に要する時間
- (4) 職員が健康の保持増進のための総合的な健康診査を希望し、受診する場合に要する時間
- (5) 法人が特に必要と認める事由に要する時間

(信用失墜行為の禁止)

第36条 職員は、法人の信用を傷つけ、又は法人の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密の厳守)

第37条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出及び届出に関する虚偽行為の禁止)

第38条 職員は、任用、服務等にかかる申出及び届出において、虚偽又は不正の陳述若しくは記載を行ってはならない。

(職員の倫理)

第39条 職員の倫理については、国立大学法人筑波大学職員倫理規則（平成17年法人規則第22号）の定めるところによる。

(ハラスメントの防止)

第40条 職員は、セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも行ってはならない。
2 ハラスメントの防止に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年法人規程第23号）で定める。

(障害を理由とする差別の禁止)

第40条の2 職員は、法人の業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 前項に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の定めるところによるほか、別に定める。

第5章 兼業

(兼業)

第41条 職員は、法人の承認を受けて、勤務時間内又は勤務時間外に法人の職務でない職務又は法人の事業でない事業に従事すること（次項において「兼業」という。）ができる。

2 兼業に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学職員兼業規程（平成19年法人規程第21号）で定める。

第42条及び第43条 削除

第6章 勤務時間、休日及び休暇

(所定勤務時間)

第44条 職員の所定勤務時間は、休憩時間を除き、原則として、1日について7時間45分とし、かつ、1週間について38時間45分とする。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

(始業及び終業の時刻)

第45条 職員の始業・終業の時刻は、別段の定めによる勤務時間である場合を除き、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他必要があると認める場合には、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

始業 午前8時30分

終業 午後5時

(休憩時間)

第46条 職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。ただし、業務の都合上必要があると認める場合には、休憩を与える時間を変更することがある。

(休日)

第47条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日（前3号に規定する休日を除く。）

(休日の振替)

第48条 前条の規定にかかわらず、業務の都合によりあらかじめ休日を他の勤務日に振り替えることができる。

(勤務時間及び休日の特例)

第49条 附属学校の職員については、労働基準法第32条の4の規定による労使協定に基づく

1年単位の変形労働時間制又は同法第32条の2の規定による労使協定に基づく4週単位の変形労働時間制により勤務する。

(時間外及び休日の勤務)

第50条 法人は、業務の都合上必要があると認める場合には、第44条の規定にかかわらず、労働基準法第36条の規定による労使協定に基づき、所定勤務時間外又は休日に勤務を命ずることがある。

2 法人は、次の各号に掲げる子の養育又は家族の介護を行う職員から請求があった場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務時間について、1月24時間、1年間150時間を限度とし、又は深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。)に従事させない。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者(次項において「対象家族」という。)を介護する職員

ア 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫

イ 職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子

3 第1項の規定にかかわらず、法人は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために法人に請求した場合又は職員が対象家族の介護をするために法人に請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定勤務時間以外の勤務又は休日の勤務をさせない。

(時間外勤務の休憩)

第51条 時間外勤務を命ぜられたことにより、1日当たり所定勤務時間を通じて8時間を超える場合は、1時間の休憩時間(所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置く。

(災害時勤務)

第52条 法人は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合において、一定の勤務時間を超えて又は休日に勤務を命ずることがある。

(宿日直勤務)

第53条 法人は、所定勤務時間外において、本来の業務に従事しないで行う外部との連絡、寄宿舎の巡視等のため、宿日直勤務を命ずることができる。

2 宿日直勤務に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学宿日直勤務規程(平成16年法人規程第24号)で定める。

(適用除外)

第54条 第50条及び第52条の規定は、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者には、適用しない。

(休暇の種類)

第55条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び代替休暇とする。

- 2 前項の休暇は、有給とする。ただし、附属学校職員給与規則に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 3 代替休暇は職員が所定の勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務のうち1か月について60時間を超えた時間に対して、附属学校職員給与規則第35条の2第1項に規定する時間外勤務手当及び休日給の特例の支給に代えて取得することができる。

(その他)

第56条 職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、附属学校職員勤務時間規則の定めるところによる。

第7章 出張

(出張)

第57条 法人は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命じ、又は承認することがある。

- 2 職員は、出張を完了した場合には、速やかにその旨を法人に報告しなければならない。

第8章 妊産婦である職員に対する特例

(妊産婦である職員の就業制限)

第58条 法人は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に従事させない。

- 2 法人は、妊産婦である職員が、法人に請求した場合には、所定勤務時間以外の勤務、休日の勤務又は深夜の勤務をさせない。

(妊産婦である職員の健康診査)

第59条 法人は、妊産婦である職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けることを法人に請求した場合には、その必要な時間、勤務させない。

- 2 前項の規定により勤務しないことを承認された場合は、有給とする。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第60条 法人は、妊産婦である職員が、法人に請求した場合には、当該職員の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に従事させる。

- 2 法人は、妊娠中の職員からの請求に基づき、当該職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。
- 3 法人は、妊娠中の職員からの請求に基づき、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認することができる。
- 4 前2項の規定により勤務しないことを承認された場合は、有給とする。

第9章 給与

(職員の給与)

第61条 職員の給与は、俸給、基本年俸及び手当とする。

第62条 法人は、職員の給与を通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、附属学校職員給与規則に特別な定めがある場合は、この限りでない。

(人事院の給与勧告を踏まえた給与の改定)

第63条 法人は、人事院から給与勧告がなされた場合には、当該勧告を踏まえて給与の改定その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第64条 前3条に規定するもののほか、俸給の月額、基本年俸、手当の種類及びその額並びに職員の職務の級、俸給月額及び基本年俸を決定する基準その他給与に関し必要な事項は、附属学校職員給与規則の定めるところによる。

第10章 定年、退職及び解雇

第1節 定年

(定年)

第65条 職員が、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、第5条の規定により期間を定めて採用された職員（第5条の2の規定により無期労働契約に転換となった職員を除く。）を除く。

2 前項の定年は、満65歳とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める場合には、別に定年を定めることができる。

(定年延長)

第66条 法人は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該職員の職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情からみて当該退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認めるに十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、1年を超えない期間で定年退職日を定め、その勤務を延長することができる。

2 前項の規定による勤務の延長は、同項の規定にかかわらず、最初の更新の日から3年を超えない期間で更新することができる。

(定年によらない職員の雇用の上限年齢)

第66条の2 第65条第1項ただし書の職員の雇用の上限年齢は、第65条第2項に規定する年齢（以下この条において「上限年齢」という。）とし、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、任命権者が特に必要と認める者にあつては、上限年齢を超えて雇用することができるものとする。

(再雇用)

第67条 法人は、60歳に達した日以後の3月31日に次条第1項第1号の規定により退職し

た者を引き続き法人の非常勤職員として再雇用することができる。

第2節 退職

(退職)

第68条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、法人の職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 早期退職制度により退職を申し出て承認されたとき。
- (3) 期間を定めて任用されている場合においては、当該期間を満了したとき。
- (4) 死亡したとき。

2 前項第3号の規定により退職した者が、引き続き職員として採用されたときは、この就業規則の適用においては、退職とみなさない。

3 早期退職制度については、国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（平成16年法人規則第8号。以下「退職金規則」という。）の定めるところによる。

(退職の手続)

第69条 職員は、退職を願い出る場合には、退職を予定する日の30日前までに、退職理由及び退職予定日を明確にした書面を提出しなければならない。

2 職員は、前項の願出を行った場合においても退職するまでの間は、従来職務に従事しなければならない。

第3節 解雇

(解雇)

第70条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務成績が極めて良くない場合
- (2) 重大な心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 第17条第1項第1号及び第3号に規定する事由により休職した者が第18条に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由が消滅しない場合
- (4) その他法人の職員として必要な適格性を欠く場合
- (5) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

2 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

第71条 職員は、この就業規則に定める事由による場合でなければ、解雇されることはない。

(解雇制限)

第72条 法人は、第7条第3項又は第70条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、当該職員を解雇しない。ただし、第1号の場合において労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は労働基準法第19条第2項の規定による所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員にあっては、第22条第1項及び第2項の規定による産前産後休業の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第73条 法人は、第7条第3項、第70条又は第92条第4号若しくは第5号の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に当該職員にその予告をし、又は30日前に当該職員にその予告をしない場合には、労働基準法第12条及び第20条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

2 前項の規定は、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には適用しない。

第4節 その他

(退職証明書等)

第74条 法人は、退職又は解雇された者（第73条の規定により解雇予告された者を含む。以下同じ。）が、退職証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合には、その理由）

3 前項の規定にかかわらず、退職証明書には前項各号に規定する事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第75条 この章に定めるもののほか、職員の定年、退職及び解雇に関し必要な事項は、附属学校職員採用等規程で定める。

第11章 退職金

(退職金の根本基準)

第76条 法人は、職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金を支払う。ただし、第61条に規定する給与が基本年俸である職員には、退職金を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第70条第2項第2号又は第92条第5号に規定する解雇の場合には、退職金の全額を支給しない。

(その他)

第77条 職員の退職金の額その他退職金に関して必要な事項は、退職金規則の定めるところによる。

第12章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第78条 法人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき、職員の健康の保持増進及び労働災害の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(協力義務)

第79条 職員は、安全及び衛生並びに健康の保持増進について、法令のほか、法人の指示に従うとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第80条 職員は、法人が行う安全衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第81条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、被害を最小限に食い止めるよう努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第82条 職員は、安全及び衛生に関し次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全及び衛生について法人の命令、指示等を守り、及び実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸設備を無断で移動したり、許可なく当該地域又は施設に立ち入らないこと。

(健康診断)

第83条 職員は、法人が行う健康診断を受けなければならない。ただし、職員が当該健康診断を受けることを希望しない場合には、他の医師の行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を法人に提出しなければならない。

2 法人は、健康診断の結果を記録し、職員に対し通知するものとする。

3 法人は、健康診断の結果に基づき、必要があると認めるときは、勤務場所の変更、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

(就業禁止)

第84条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある場合
- (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある場合
- (3) その他前2号に準ずる場合

(その他)

第85条 第78条から前条までに定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）の定めるところによる。

(業務上の災害補償)

第86条 職員が業務上の事由において受けた負傷、疾病、障害又は死亡の災害に係る災害補償及び保険給付については、労働基準法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところによるほか、国立大学法人筑波大学職員災害補償規程（平成16年法人規程第18号。以下「職員災害補償規程」という。）で定める。

(通勤途上災害)

第87条 職員が通勤途上において受けた負傷、疾病、障害又は死亡の災害に係る保険給付については、労災保険法の定めるところによるほか、職員災害補償規程で定める。

第14章 研修

(研修)

第88条 法人は、職員に対し、業務に必要な知識及び技能を高め、資質の向上を図るため、必要な研修を行う。

2 職員は、前項の研修を受講するよう命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

(附属学校教員に対する研修の機会)

第89条 附属学校教員は、授業に支障のない限り、法人の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

2 附属学校教員は、法人の定めるところにより、承認を受けて、長期に渡り国内外における研修を受けることができる。

3 前2項の研修に要する時間又は期間については、当該附属学校教員に定められた勤務時間を勤務したものとみなす。

第15章 表彰

(表彰)

第90条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

- (1) 永年勤続し、及び勤務成績が良好であった場合
- (2) 業務上の特に顕著な功績等により法人の発展に貢献した場合
- (3) その他特に表彰に値する功労又は功績があった場合

第16章 懲戒等

(懲戒の事由)

第91条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒を行う。

- (1) この就業規則その他の法人規則及びこれに基づく法人規程等に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 法令違反その他法人の職員としてふさわしくない非行があった場合
- (4) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (5) 管理監督、業務上の指導を怠った場合

(6) その他前各号に準ずる行為があった場合

(懲戒の種類)

第92条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 一回の額が労働基準法第12条に規定する平均給与の1日分の2分の1を超えず、その額が一給与支払期間の給与総額の10分の1を超えない範囲内で、給与を減額する。
- (3) 停職 1日以上6月を超えない範囲内において、職務に従事させず、かつ、その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、退職願を提出させる。ただし、これに応じない場合には、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。

(その他)

第93条 前2条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学職員懲戒規程（平成17年法人規程第22号）で定める。

(訓告等)

第94条 法人は、第91条に基づく懲戒に至らないものに対して、注意を喚起し、その服務を厳正にするために必要があるときは、書面による訓告若しくは嚴重注意又は口頭による嚴重注意を行う。

第17章 福利・厚生等

(社会保険等)

第95条 職員の社会保険等については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(宿舍)

第96条 職員は、宿舍の貸し付けを受けることができる。

第18章 雑則

(外部資金職員に対する適用除外)

第97条 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第14条の2、第14条の3、第16条、第17条、第22条第3項、第23条の2、第28条から第30条まで、第41条、第65条、第76条及び第77条の規定は、外部資金職員（第5条の規定により採用される職員のうち、奨学寄附金、受託研究費、競争的研究資金その他の外部資金により任用される者をいう。以下この条において同じ。）には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の2の規定により無期労働契約に転換となった外部資金職員には、第65条の規定を適用し、並びに法人以外の国立大学法人の職員、国家公務員、地方公務員その他法人が認める職にあるもの（以下この項において「国家公務員等」という。）が国家公務員等の任命権者の要請に応じ、引き続いて法人の外部資金職員となるため退職をし、か

つ、引き続き国家公務員等に復帰することを前提として法人の外部資金職員となった場合における当該外部資金職員には、第76条及び第77条の規定を適用する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第22条第1項及び第2項の規定により産前産後休業となった外部資金職員における第22条第3項の規定の適用にあつては、当該外部資金職員を雇用する経費の資金配分機関が定める支給基準による。

(試用期間中の職員に対する適用除外)

第98条 第14条、第14条の2、第14条の3、第17条、第28条、第28条の3、第29条、第30条及び第70条の規定は、第7条に規定する試用期間中の職員には適用しない。

(臨時的に任用される者に対する適用除外)

第99条 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第14条の2、第14条の3、第16条、第22条第3項、第23条、第23条の2、第25条、第28条、第28条の2、第28条の3、第29条、第30条、第65条及び第95条の規定は、第5条の規定により採用される職員のうち、第22条に規定する産前産後休業又は第23条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員には適用しない。

(雑則)

第100条 この就業規則に定めるもののほか、職員の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この就業規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 職員が、この法人規則施行前の筑波大学の職員として在職中に行つた非違行為は、法人に対する行為とみなし、第91条に規定する懲戒処分を行うことができる。

附 則 (平18. 3. 23法人規則17号)

この就業規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 2. 9法人規則2号)

- 1 この就業規則は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則(以下「新規則」という。)第67条の規定は、この就業規則施行の日以後に定年により退職した者について適用し、この就業規則施行の日において改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則第67条及び附則第3項の規定により現に再任用されている職員については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により従前の例による再任用をすることができる職員については、再任用することができる期間内であつて、その職員が希望する場合は、新規則第67条の規定を適用し、再雇用することができるものとする。

附 則 (平19. 3. 22法人規則20号)

この就業規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 13法人規則12号)

- 1 この就業規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第92条の規定は、この就業規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった職員を懲戒する場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった職員を懲戒する場合については、なお従前の例による。

附 則（平21. 2. 26 法人規則12号）
この就業規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 25 法人規則15号）
この就業規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 24 法人規則22号）
この就業規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規則15号）
この就業規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 28 法人規則13号）
この就業規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25. 11. 28 法人規則47号）
この就業規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 27 法人規則7号）
この就業規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規則6号）
この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規則17号）
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 22 法人規則53号）
この法人規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22 法人規則13号）
この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 7. 26 法人規則46号）

- 1 この法人規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日前に、改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則第5条の2第1項に規定する有期労働契約の期間が通算5年又は10年を超えている者に係る当該通算期間については、この法人規則による改正後の同規則第5条第3項ただし書き及び第4項た

だし書きの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令元． 5． 1 5 法人規則 5 号）

この法人規則は、令和元年5月15日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の規定は、平成31年1月17日から適用する。

附 則（令2． 3． 2 6 法人規則 2 7 号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令4． 3． 2 4 法人規則 3 1 号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4． 7． 2 8 法人規則 5 4 号）

この法人規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令5． 3． 2 3 法人規則 2 2 号）

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5． 7． 2 7 法人規則 4 4 号）

（施行期日）

1 この法人規則は、令和5年7月27日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間における職員に対する改正後の第65条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

期間	年齢
令和5年4月1日～令和7年3月31日	満61歳
令和7年4月1日～令和9年3月31日	満62歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	満63歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	満64歳

3 前項の規定による定年により退職した職員の改正後の第67条の規定の適用については、「60歳に達した日以後の3月31日に次条第1項第1号の規定により退職した者」とあるのは「定年により退職した者」とする。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間における第65条第1項ただし書の職員（第97条に規定する外部資金職員、第99条に規定する臨時的に任用される職員及び任命権者が特に必要と認める職員を除く。）に対する改正後の第66条の2の規定の適用については、「第65条第2項に規定する年齢」とあるのは「国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の一部を改正する法人規則（令和5年法人規則第44号）附則第2項の表に掲げる期間に応じた年齢」とする。

5 この法人規則施行の際現に再雇用されている非常勤職員については、改正後の第67条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令6. 1. 25 法人規則12号）
この法人規則は、令和6年1月25日から施行する。